

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年7月4日（金）午後4時00分～午後4時30分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
1番	大森	憲一
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	裕一
14番	石原	孝之

4 本委員会に欠席した委員（1名）

農業委員		
10番	清水	智也

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美  
事務局長代理 坂口 寛  
事務局員 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (3) 議案第3号 非農地通知申出の件
- (4) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、7月の農業委員会定例会を開会いたします。  
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、7月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。  
会議規則第19条第2項の規定により11番 中野 義博 委員、12番 清水  
正雄 委員を指名します。  
それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。  
どうぞよろしくお願いいいたします。  
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説  
明いたします。  
議案書は、1ページをご覧ください。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条  
の規定による許可申請があったので、意見を求めます。  
令和7年7月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は2件で、申請面積は1,863.00㎡  
です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町南保〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町道下〇〇〇番地〇、〇〇 〇さんです。

申請農地は朝日町南保谷川原〇〇〇〇番〇外2筆、地目は田、3筆、  
合計1,596.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

清水智也委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、南保地区、谷地内、譲受人の自宅から約150m圏内の距離に位置して  
おります。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地は譲受人が管  
理しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われます。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、管理・耕作してきている  
ことから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われます。

また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思ひます。

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町蛭谷〇〇〇番地、〇〇 〇〇〇さんです。

2番 譲渡人は石川県河北郡内灘町字千鳥台〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町蛭谷岡田〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計267.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

清水智也委員、大森裕一委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、南保地区、蛭谷地内、譲受人の自宅から約150m圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、耕作してきていることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思えます。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思えます。

清水智也委員と大森裕一委員から意見書をいただいておりますが、清水智也委員が本日欠席されていることから、大森裕一委員から意見をお願いいたします。

大森委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

んか。  
(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思えます。

大森裕一委員から意見をお願いいたします。

大森委員 事務局から説明のあったとおりであります。また、当該農地は狭小でもあり、農地

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

んか。  
(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可

会 長 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 それでは、3ページをご覧ください。  
議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。

それでは議案の説明に移りたいと思います。

初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は18件となり、

田：73筆：16,969.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、18件、16,969.00㎡、うち再設定を含む申請が、11件、8,692.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各18件、16,969.00㎡のうち借り手はすべて公社であります。

町外の貸し手は、5件、3,853.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて農地中間管理事業に係る促進計画の配分についてですが、10ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は18件となり、

田：73筆：16,969.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、11ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

10年以上の借り手及び貸し手が、18件、16,969.00㎡、うち再設定を含む申請が、11件、8,692.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各18件、16,969.00㎡のうち、貸し手はすべて公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思います。

議案第2号について、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 次に、議案第3号「非農地通知申出の件」を上程いたします。  
事務局から説明願います。

事 務 局 12ページをご覧ください。  
議案第3号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和7年7月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

申請人は、朝日町笹川〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇さんです。

申請地は、笹川字石ノ谷〇〇〇番〇、地目は田で、750㎡、現況は原野です。

13ページをご覧ください。

申請地は、林道三峯線沿いにある三峯グリーンランドの駐車場の横にあります。

耕作を行わなくなってから原野化しており、農地に必要な水源の確保もできないことや、獣類（イノシシ、ツキノワグマ）の出没等により安全に耕作を行うことが難しく、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を原野に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、1件 田1筆 750㎡となります。

ご審議のほど、よろしく願います。

会 長 ただ今、説明ありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。  
ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…8月5日（火）16:00～

会 長 そのほかに意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして7月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

・午後4時30分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長

荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員